

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
交付規程

2019年4月12日

(通則)

第1条 平成30年度第2次補正 事業承継補助金（以下「本補助金」という。）に係る補助金の交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、事業承継補助金交付要綱（20190215財中第3号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(規程の目的)

第2条 この規程は、一般社団法人サービスデザイン推進協議会が、事業承継補助金事務局（以下「事務局」という。）を設置して行う本補助金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の目的)

第3条 本補助金は、後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業、個人事業主及び特定非営利活動法人（以下「中小企業者等」という。）が、経営者の交代や事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う場合に、その取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の世代交代を通じた我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象となる事業承継の種類)

第4条 本補助金の補助対象となる事業承継の種類は、主に経営者の交代を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する類型（以下「後継者承継支援型」又は「Ⅰ型」という。）と、事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する類型（以下「事業再編・事業統合支援型」又は「Ⅱ型」という。）の二つとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付を申請する者は、次の各号のすべての要件を満たす中小企業者等でなければならない。

- 一 日本国内に拠点又は居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。
  - 二 地域経済に貢献している中小企業者等であること。地域の雇用の維持、創出や地域の強みである技術、特産品で地域を支えるなど、地域経済に貢献している中小企業者等であること。
  - 三 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
  - 四 法令順守上の問題を抱えている中小企業者等でないこと。
  - 五 経済産業省から補助金指定停止措置または指名停止措置が講じられていない中小企業者等であること。
  - 六 補助事業に係る全ての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。
  - 七 事務局が求める本補助事業に係る調査やアンケート等に協力できること。
- 2 中小企業者等のうち中小企業、個人事業主は、中小企業基本法第2条に定める、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（第二号から第四号に掲げる業種及び第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 五 次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業 種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
イ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ロ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
ハ	旅館業	5,000万円	200人

- 3 中小企業者等のうち個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できるものであること。
- 4 中小企業者等のうち特定非営利活動法人は、中小企業や個人事業主の振興に資する事業を行う（事業）者であって、以下の一号から三号のいずれかを満たす（事業）者であること。
  - 一 中小企業や個人事業主と連携して事業を行うもの
  - 二 中小企業や個人事業主の支援を行うために中小企業又は個人事業主が主体となって設立するもの（社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。）
  - 三 新たな市場の創出を通じて、中小企業者の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの
- 5 中小企業者等は、以下の各号のいずれかに該当する「みなし大企業」を除く。
  - 一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - 二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
  - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- 6 「大企業」とは、中小企業者等以外の者であって、事業を営む者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
  - 一 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
  - 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(補助対象事業)

第6条 本補助金の対象となる補助対象事業（以下「本補助事業」という。）は、認定経営革新等支援機関による支援の確認が取れており、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 事業を引き継がせる中小企業者等（以下「被承継者」という。）と事業を引き継ぐ中小企業者等（以下「承継者」という。）によって行われる事業承継を契機として経営革新等に取り組むこと。なお、2016年4月1日から補助事業の実施期間（第11条第1項の交付決定の日から、事務局が認める日まで。以下「補助事業期間」という。）の終了日までに事業承継が完了していること。
- 二 経営革新等の取組に係る事業承継の形態が次のいずれかに該当すること。
  - イ 個人事業主である承継者に対して、法人または個人事業主である被承継者から、事業譲渡による事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。
  - ロ 個人事業主である承継者に対して、法人である被承継者から、株式譲渡による事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。ただし、承継者は承継時において、個人事業主として既に他の事業を営んでいる、又は他の法人の議決権の過半数を取得している者でなければならない。

- ハ 同一法人において、代表退任並びに代表就任を伴う代表者交代による事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。
  - ニ 法人である承継者に対して、法人である承継者と同一ではない被承継者から、吸収合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式譲渡、株式移転、新設合併のいずれかによる事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。
  - ホ 法人である承継者に対して、被承継者である個人事業主から、事業譲渡による事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。ただし原則として、承継者である法人の総議決権数の過半数を有する者と被承継者である個人事業主は同一であってはならない。
  - ヘ 承継者である法人の総議決権数の過半数を有する者と被承継者である個人事業主が同一であり、かつ被承継者が2016年4月1日から交付申請日までの間に被承継者及び承継者とは同一でない法人又は個人事業主からの事業譲渡による事業承継を完了している場合において、承継者に対して被承継者から当該事業の事業譲渡による事業の引継ぎが行われた、又は行われる予定であること。
- 三 経営革新等の取組とはが以下に例示する内容を含むこと。
- イ 新商品の開発又は生産
  - ロ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
  - ハ 役務の新たな提供の方式の導入
  - ニ 新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等
- 四 経営革新等の取組が以下のいずれにも該当しないこと。
- イ 公序良俗に反する事業
  - ロ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定される各営業を含む）
  - ハ 国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金を活用する事業

（補助の対象となる経費、補助率及び補助限度額）

第7条 補助の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で別表に定める経費とする。

2 補助率及び補助上限額並びに補助下限額は、別表の通りとする。

3 補助の対象となる経費は、補助事業期間内において発生した経費とする。

（補助対象者の募集）

第8条 事務局は、インターネットの利用等の適切な方法により、広く周知し、補助金の交付を申請しようとする中小企業者等の募集を行うこととする。

（電子申請等）

第9条 補助対象者は、原則として、第10条の規定による交付の申請、第13条第1項の規定

による計画変更の届出、第17条の規定による事業実績報告、第19条の規定による補助金の請求については、電磁的方法等（適正化法第26条の4第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）により行うこと。

- 2 事務局は、第11条第1項の規定による交付決定、第13条及び第18条の規定による通知、を原則として電磁的方法により行う。
- 3 事務局及び補助対象者は原則、前2項のとおり電磁的方法により各種手続を行うこととするが、事務局が判断した場合及び2020年4月以降の手続方法についてはこの限りではない。
- 4 事務局は第3項のとおり電磁的方法以外による各種手続を行うことができるよう予備様式を定める。

#### （補助金の交付の申請）

第10条 補助対象者は、原則として、電子申請等により交付申請を事務局が指定する期日までに事務局が定める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、原則として、承継者とする。ただし、事業再編・事業統合を伴う事業承継が交付申請以降に行われる場合、事業を引き継ぐ予定の承継者及び関係する全ての被承継者による共同申請を行うこと。
- 3 補助対象者は、交付申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 承継者が行う経営革新等の取組が被承継者の経営革新等に係る取組と一体不可分の場合において、被承継者も共同申請を行うことで、補助金の交付を申請することができる。

#### （交付決定の通知）

第11条 事務局は、前条第1項の規定による交付申請の提出があった場合には、当該交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第1）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うことができる。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、45日とする。
- 3 事務局は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象者は、前条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第13条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子申請等により申請を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の配分された額を変更しようとする場合。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
  - 二 補助事業を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - イ 補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ、補助対象者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
    - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
  - 三 補助事業の全部又は一部を中止しようとする場合。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第18条の規定による補助金の額の確定を行った後、補助対象者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助対象者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 事務局は、補助対象者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- 三 事務局は、補助対象者による債権譲渡後も、補助対象者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立

てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(事故の報告)

第15条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれる場合又は補助事業の継続が困難となった場合においては、速やかに補助金事故報告書(様式第2)を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助対象者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに事務局が別に定める方法によって報告しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助対象者は、補助事業が完了(中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日までに電子申請等により補助金実績報告を事務局に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3 補助対象者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第13条第1項による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第3)により補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第19条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金額の確定通知書を受領した後、事務局に対し電子申請等により補助金の請求をしなければならない。

2 事務局は、前項による請求に基づき補助金を補助対象者に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助対象者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第4)により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 前項の当該消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 事務局は、第13条第1項第三号及び第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程による事務局の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象者又は補助事業が、本規程の規定に適合しない場合
  - 三 補助対象者が、補助金を本規程に定める用途以外に使用した場合
  - 四 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
  - 六 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
  - 七 補助対象者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第22条 補助対象者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第5）を備え管理しなければならない。
- 3 補助対象者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第6）を添付しなければならない。
- 4 事務局は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。



- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助対象者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第7）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の承継）

- 第24条 事務局は、補助対象者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書（様式第8）による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（是正のための措置）

- 第25条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象者に命ずることができる。

（補助事業の経理等）

- 第26条 補助対象者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（事業化等の報告）

- 第27条 補助対象者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する事業化等状況報告書（様式第9）を、事務局に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類等を、当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

- 第28条 補助対象者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下本章において「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書（様式第10）を事務局に届け出なければならない。

(収益納付)

第29条 事務局は、事業化状況報告書により、補助対象者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

(補助事業の廃止)

第30条 事務局は、補助対象者について補助金の交付を受けた後から補助事業年度終了後5年以内の期間において当該補助事業の廃止をしようとするときは、補助事業廃止承認申請書(様式第11)を提出させることにより、その者が当該補助事業を廃止する旨の承認を行うことができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第31条 補助対象者及び補助対象者に事業を引き渡す被承継者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出を持ってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第32条 補助対象者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(個人情報の保護)

第33条 事務局は、申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(その他)

第34条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月12日から施行する。

別 表

【補助率及び補助金の上限・下限額】

類型	補助率	事業転換 ※1	補助下限額	補助上限額	補助対象 経費区分
I型	2 / 3 以内 <small>(個人事業主を含む小規模事業者※2)</small>	有	100万円	500万円	I. 事業費 II. (廃業費)
		無		200万円	
	1 / 2 以内 <small>(上記以外の者)</small>	有		375万円	
		無		150万円	
II型	2 / 3 以内 <small>(採択上位)</small>	有	100万円	1200万円	I. 事業費 II. (廃業費)
		無		600万円	
	1 / 2 以内 <small>(上記以外の者)</small>	有		900万円	
		無		450万円	

※1 事業転換とは、被承継者の事業や拠点の廃止を伴うものとする

※2 個人事業主については、小規模事業者である個人事業主に限る。なお、「小規模事業者」とは、第4条第2項に定める中小企業者のうち、次の表に該当する者を指す。

業種分類	従業員の数
製造業その他	従業員20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員20人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	従業員5人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、意義は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

年 月 日

補助対象者名

事業承継補助金事務局  
事務局長 名

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金交付決定通知書

年 月 日付補助金交付申請に係る事業については、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1. 申請類型

2. 経営革新等に係る取組の標題

3. 交付決定額

\_\_\_\_\_円 （補助対象経費\_\_\_\_\_円）

4. 事業実施期間

（事業開始日）本文書の日付から（事業完了予定日）\_\_\_\_\_年 月 日までの間とする。

5. 補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって補助された事業を実施し、完了すること。
- ②5. 事業実施期間内に、本補助事業と同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複して交付を受けないこと。
- ③本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により事務局に報告し、その指示に従わなければならない。
- ④補助対象者は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

以上

(様式第2)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金事故報告書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業の事故について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 経営革新等に係る取組の標題

2. 補助事業の進捗状況

3. 事故の内容及び原因

(注) 出来るだけ具体的に記載し、必要に応じて事故の理由が分かる関連資料を添付してください。

4. 事故に対してとった措置

5. 今後の事業遂行計画（補助事業の遂行内容及び完了の予定日）

(注) 「交付申請時の事業計画」と「現在までの進捗状況及び今後の予定」の対比ができるスケジュール表と完了予定日を明記すること。

以上

(様式第3)

年 月 日

補助対象者名

事業承継補助金事務局  
事務局長 名 印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金の額の確定通知書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定した補助事業について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金助金交付規程第18条の規定により、補助金の額等を下記の通り確定したので通知します。

記

補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

補助金対象経費 \_\_\_\_\_ 円

以上



(様式第4)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助金について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第20条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 経営革新等に係る取組の標題
2. 補助金額（交付規程第18条による補助金の確定額） \_\_\_\_\_ 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
5. 補助金返還相当額 \_\_\_\_\_ 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

以上

(様式第5)

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
取得財産等管理台帳

補助対象者名

事業実施責任者

印

区分 (注2)	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注3)	単価(円)	金額(円) (注1)	取得年月日 (注4)	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税抜き)以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(イ) 構築物 (ロ) 機械装置・工具器具 (ハ) その他

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注5) 用紙のサイズは、A4とする。

(様式第6)

平成30年度第2次補正 事業承継補助金

取得財産管理明細表

( 年度)

補助対象者名

事業実施責任者

印

区分 (注2)	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注3)	単価(円)	金額(円) (注1)	取得年月日 (注4)	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税抜き)以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(イ) 構築物 (ロ) 機械装置・工具器具 (ハ) その他

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注5) 用紙のサイズは、A4とする。

(様式第7)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
取得財産等処分承認申請書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定を受けた補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第23条第3項の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分しようとする取得財産の品目、取得年月日、取得価格及び時価等
2. 処分の方法・条件及び処分予定対価額
3. 処分の理由

(注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、相手方及び条件について記載すること

以上

(様式第8)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助事業承継承認申請書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定を受けた補助事業に関し、当該補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、平成30年度第2次補正事業承継補助金交付規程第24条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1. 旧補助対象者名
  
2. 補助事業の地位の承継理由
  
3. 経営革新等に係る取組の標題
  
4. 補助事業の内容
  
5. 交付決定通知書に記載された補助金の額
  
6. 既に交付を受けている補助金の額

以上

(様式第9)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
事業化等状況報告書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業に関し、平成 年度の事業化及び収益状況等について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第27条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容及び事業実施期間

①経営革新等に係る取組の標題

②事業の概要

③事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 年度事業化及び収益状況（ 年 月 日～ 年 月 日）

①事業化及び収益状況の概要

## ②事業化状況

(単位：円)

(単位：人)

	売上高	売上総利益	経常利益	従業員数
会社全体(※)				

※該当期間の決算書及び税務申告書控を添付してください。

## ③収益状況

(単位：円)

補助金 交付額 A	補助事業に係る 収益額 B	控除額 C	補助事業に係る 支出額 D	基 準 納付額 E	累 積 納付額 F	本年度 納付額 G

## A：補助金交付額

・・・本事業にて交付を受けた補助金額

## B：補助事業に係る収益額

・・・補助事業に係る営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計

## C：控除額

・・・補助対象経費

## D：補助事業に係る支出額

・・・本報告の事業年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費（補助事業終了後に発生した経費を含む。）

E：基準納付額 =  $(B - C) \times A \div D$  により算出

## F：累積納付額

・・・前年度までの事業化等状況報告及び取得財産等の処分等により納付した額の合計額

G：本年度納付額 (E) が補助金交付額A以下となる場合 →  $G = E - F$ (E) が補助金交付額Aを超える場合 →  $G = A - F$ 

(ただし、Fが補助金交付額A以上となる場合を除く。)

(F) が補助金交付額A以上となる場合 →  $G = 0$ 

以上

(様式第10)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
産業財産等取得等届出書

平成30年度第2次補正 事業承継補助金後継者支援型交付規程第28条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

以上



(様式第11)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金廃止承認申請書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業を廃止したいので、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第30条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 廃止の理由及び内容

（注）出来るだけ具体的に記載し、必要に応じて事業中止の理由が分かる関連資料を添付してください。

2. 現在までの事業進捗状況

3. 現在までの取組で支出した経費

以上

(予備様式第1)

事業承継補助金事務局 御中

年 月 日

交付申請者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金交付申請書

年 月 日付 (事務局の文書番号) をもって採択通知を受けた平成30年度第2次補正事業承継補助金について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第10条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 経営革新等に係る取組の標題
2. 経営革新等に係る取組の骨子
3. 補助金交付申請額
4. 補助事業実施期間  
(事業開始日) 交付決定日 ～ (事業完了予定日) 年 月 日
5. 制約事項
6. 都道府県への申請内容の提供に係る同意

(注) この申請書には、事務局が指示する書面を添付すること。

以上

(予備様式第2-1)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金計画変更承認申請書

平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第13条第1項第一号並びに第二号の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

以上

(予備様式第2-2)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金登録変更届

補助金交付申請書記載事項を次のように変更するにあたり、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第13条第1項第二号の規定により、下記のとおり届出を行います。

変更事項 (該当の記号を○)	変 更 前	変 更 後
1. 登録要件の変更 (事後の届け出)  ① 開業・廃業届 ② 代表者変更 ③ 組織変更 ④ 住所の変更 ⑤ その他		
2. 認定経営革新等支援 機関の変更 ※理由  変更後 認定経営革新等支援機関名 担当者名・連絡先を記載		

1. 登録要件の変更：変更内容が確認できる書類を添付  
(開業・廃業等届出書写し(税務署受付印のあるもの)、履歴事項全部証明書、役員変更の官報公告等)
2. 認定経営革新等支援機関の変更は、理由を記載すること。

以上

(予備様式第2-3)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金中止承認申請書

年 月 日付 (事務局の文書番号) をもって交付決定通知を受けた補助事業を下記のとおり中止したいので、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第13条第1項第三号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 中止の理由及び内容

(注) 出来るだけ具体的に記載し、必要に応じて事業中止の理由が分かる関連資料を添付してください。

2. 現在までの事業進捗状況

3. 現在までの取組で支出した経費

(注) 事業中止の承認を受けた者に対する本補助金の交付は行わないこととする。

以上

(予備様式第3)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金実績報告書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第17条第1項の規定により、下記のとおり別紙の書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の内容及び事業実施期間

①経営革新等に係る取組の標題

②事業内容の概要

③事業実施期間

2. 補助対象経費支出実績等

3. 事業承継日

4. 承継の形態

5. 新たに取り組む事業に従事する従業員数（パート・アルバイトを含む。）

(注) 該当する経費がある場合は、この報告書には以下の書面を添付すること

- ①事業実施概要報告書
- ②補助対象経費総括表
- ③費目別内訳表
- ④補助対象経費とする人件費
- ⑤出張旅費明細書
- ⑥取得財産等管理明細表（様式12）
- ⑦支払証拠書類（写し）等

以上

(予備様式第4)

年 月 日

事業承継補助金事務局 御中

補助対象者名：

印

平成30年度第2次補正 事業承継補助金  
補助金交付請求書

年 月 日付（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助金について、平成30年度第2次補正 事業承継補助金交付規程第19条第1項の規定により、下記のとおり交付の請求を行います。

記

1. 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先

金融機関名

支店名

種目

口座番号

口座名義

以上